# 光 市 記 者 発 表 資 料

令和2年5月22日

件 名

新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金制度の創設について

内 容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、売上減少等により事業活動に著しく 支障をきたしている市内事業者等の事業継続を支援するため、下記のとおり給付金制 度を創設しました。

記

1 **給付金名** 光市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金 ※ 詳細は別紙パンフレットのとおり

# 2 対象の要件

- (1) 令和元年12月31日以前から市内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等) を有し、今後も事業を継続する意志があること
- (2) 国の持続化給付金の給付決定を受けていること
- (3) 会社法人や個人事業主については、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であること
- (4) 市税(市民税・固定資産税・軽自動車税)の令和元年12月以前の納期限到来 分に滞納がないこと
  - ※ 滞納がある場合、市が納税意思を確認します。

## 3 給付額

(1) 法人

国が決定した持続化給付金給付額の1/10(上限20万円)

(2)個人

国が決定した持続化給付金給付額の2/10(上限20万円)

## 4 申請方法

商工観光課に備え付け又は市ホームページ掲載の申請書等に必要事項を記入の うえ、必要な書類を添付して郵送又は持参により申請

#### 5 申請期間

令和2年5月25日(月)から令和3年3月1日(月)まで

問 合 せ 光市経済部商工観光課

担当:課長 萬治 貴久 商工労政係長 益田 圭一 (0833)72-1519

# 「光市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金」

新型コロナウイルス感染症に伴い、売上減少等により事業活動に著しく支障をきたしている 光市内で事業を営んでいる事業者の事業継続を支援するため、光市独自の給付金制度を創設 しました。

# 1 給付対象者

次の全てに該当する事業者が給付対象となります。

- (1)令和元年12月31日以前から光市内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等)を有し【※ 1】、今後も事業を継続する意志がある。
- (2)国の持続化給付金の給付決定通知を受けた中小企業者(小規模事業者やフリーランス、個人事業主などを含む)【※2】のほか、社会福祉法人や医療法人、NPO 法人などの各種法人である。
- (3)令和元年12月以前の納期到来分の市税に滞納【※3】 がない。

#### 【備考】

- ※1 "光市内に事業所等を有し"について
  - ・法人の場合・・・本社・支店などに関らず、光市内に事業所等を有する法人。
  - ・個人の場合・・・市内に事業所等がある個人事業者。(住所地は問いません。)
- ※2 "中小企業者"について

中小企業基本法により、中小企業者や小規模事業者は次表のとおり定義されています。

業種分類	中小企業者	小規模事業者
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常	従業員 20 人以下
	時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人	
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常	従業員 5 人以下
	時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人	
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は	
	常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人	
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は	
	常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人	

#### ※3 "市税の滞納"について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年12月以前の納期到来分の市税 (市民税、固定資産税、軽自動車税)に滞納がある方も次の場合は対象となります。

- (1)滞納がある方は分納誓約等に基づき納税されていること。
- (2)新たに分納誓約等を交わすなど納税の意志が認められること。

# 2 給付額

- ■法人の場合 … 持続化給付金の1/10 (上限20万円)
- ■個人の場合 … 持続化給付金の2/10 (上限20万円)
- ※1円未満の端数は切り捨てになります。

# 3 申請書類

- (1)給付申請書兼請求書
  - ・・・法人の場合は代表者印を押印してください。
- (2)国の持続化給付金の給付通知書の写し
  - ・・・「郵便ハガキ」面と「持続化給付金の振込みのお知らせ」面をコピーしてください。
- (3)誓約書兼同意書
  - ・・・給付申請書兼請求書と同じ印鑑を押印してください。
- (4)市内に事業所等を有していることが確認できる書類等の写し
  - ・・・・市内事業所等所在地が記載されている国・県・市からの許認可関係の書類をコピーしてください。

## (市内事業所等所在地が記載されている許認可の例)

食品衛生許可証、理容所開設確認済証、酒類販売許可通知書、介護事業指定通知書、薬局開設許可証、一般廃棄物収集運搬業許可証、自動車分解整備事業認証書など。

- ※国・県・市からの許認可を必要としない業種の場合、市内事業所等所在地が記載された次のいずれかの資料を提出してください。なお、次のいずれの資料にも市内事業所等所在地が記載されていない場合は、下記「5 問合せ先」までご連絡ください。
  - →法人の場合 登記事項証明書または確定申告書類をコピーしてください。
  - →個人の場合

確定申告書類または個人事業の開業・廃業等届出書をコピーしてください。

- (5)振込先の通帳の写し
  - ・・・・申請者名義の通帳で名義人、支店名、口座番号の記載ページをコピーしてください。

## 4 申請方法と申請期限

## 【申請方法】

申請書類を郵送もしくは持参により光市役所商工観光課へ提出してください。 (宛先) 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所商工観光課

「申請受理から振込までは、14日程度を要します。

し※申請書類が不備無く整って、申請受理となりますので予めご了承ください。

## 【申請締切】

令和3年3月1日(月) ※必着となります。

## 5 問合せ先

光市役所商工観光課 商工労政係 電話0833-72-1519 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

